

【国土交通省】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
国土交通省	大臣官房官庁営繕部 設備・環境課	③	従前、分析のために、1件1件必要データを転記入力していた各種設備設計の計算書を、データ形式により標準化し、各施設の設備設計における計算書データをそのままデータベースに取り込むことを可能とした。これによって、計算書データの転記入力作業の削減を図る。
国土交通省	総合政策局 情報政策課	①	自動車輸送統計調査(統計法に基づく基幹統計調査)の実施に当たり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)に基づき、更なるオンライン調査の推進に取り組むことにより、統計調査の質を維持しつつ、報告者の利便性の向上を図るとともに、ペーパーレス化等業務の効率化を図る。
国土交通省	総合政策局公共交通 政策部交通計画課	①	大都市交通センサス(統計法に基づく一般統計調査)の実施にあたり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)に基づき、更なるオンライン調査の推進に取り組むことにより、統計調査の質を維持しつつ、報告者の利便性の向上を図るとともに、ペーパーレス化等業務の効率化を図ることが可能となったことから、次期調査に係る企画立案の検討開始段階から、実施体制の整備を図る。
国土交通省	総合政策局 政策課	③	政策第二係と共同で対応している省全体の政策のとりまとめ、東日本大震災対応に係る業務について、データ集計作業や定形化作業については非常勤職員を活用することにより、一の係に業務を集約化し効率化を図る。
国土交通省	国土政策局 総合計画課	④	首都機能のバックアップの情報収集と対応等については、創設当初から現在までにおける国会等対応によるデータの蓄積がなされているところであり、過去からの調査資料等を簡易検索可能となるようデータベース化すること等により、業務実施体制を合理化する。
国土交通省	土地・建設産業局 不動産課	④	宅地建物取引業法に係る施行状況調査のうち、都道府県からのデータ集計・報告業務について、データを報告様式にリンクさせる方法により合理化する。
国土交通省	都市局 都市計画課	③	開発企画係が行う法制上の企画立案等に係る事務については、都市計画法の改正の推移や法令解釈等の知識・ノウハウの蓄積が図られるとともに、これをデータ化することで、業務の短縮化・円滑化を図っているところであり、指導係で行う調査(開発許可制度の施行状況調査)についても同様にデータベース化等を図り、両業務を一体的に行うことで効率性の向上を図る。
国土交通省	都市局 街路交通施設課	③	街路事業については、予算の執行と事業評価を別々に行っているが、交付金制度に移行後は事業評価が交付金制度の一部となったことから、街路事業の交付金の執行を行っている街路事業係で行う事で業務の効率化を図る。また、総合的な都市交通対策の調査、企画等についても都市交通企画係が行っている街路事業の長期計画等の業務と併せて行うことで、効率的な街路交通施策全般の企画・立案を可能とする。
国土交通省	水管理・国土保全局 水政課水利調整室	③	小水力発電に係る水利使用の許可手続きの簡素化・円滑化を図るとともに、これまで行ってきた国交本省と関係機関や地方整備局との調整事務について、小水力発電の登録申請ガイドブックや小水力発電設置のための手引き等を作成、広く周知することにより効率化。あわせて、地方整備局及び河川事務所に設置した相談窓口で受けた問合せ対応をデータベース化し、業務を定型化することによって、水利調整係の業務を水利使用に関する企画・立案を行う水利企画係に一本化する。
国土交通省	水管理・国土保全局 河川計画課	③	これまで行政評価法に基づき、政策評価を行い、行政マネジメントを行ってきたところ。その中で政策評価の手法が蓄積されてきたため、今後はこれらの情報を活用し、類似の評価に応用可能な情報等のデータベース化を図り、業務を効率化することで、施策評価係の業務を事業評価を担当する事業評価係に一本化する。
国土交通省	水管理・国土保全局 水資源部	③	「雨水の利用の推進に関する法律」に基づき、これまで関係省庁、地方公共団体、独立行政法人、民間企業等に対して雨水を有効に利用するための諸施策の実施に向けた支援等を行ってきたところ。雨水利用設備数等の調査データ、技術ガイドライン・設計指針の作成ノウハウ、普及啓発を促進するための広報活動実績等が蓄積されてきたため、今後はこれらの業務を定型化することで効率化し、雨水利用推進係の業務を地下水政策係に一本化する。
国土交通省	道路局 環境安全課	③	地方公共団体管理の道路の老朽化対策に関する支援制度の実施・運営を地方整備局へ委ねるとともに外注化することにより、合理化を図る。
国土交通省	住宅局 住宅政策課	③	国土交通白書などをはじめとする重要施策のうち、住宅行政分野のとりまとめ等を担当する政策第二係の業務を、住宅行政に関する総合企画及び施策の調整や住生活基本計画の策定に関する業務を担当する政策第一係に統合することで、同種の業務を一体的に処理することができ、重複する作業等を排除できる等の面で効率的であるため、業務の実施体制の見直しを図る。

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
国土交通省	鉄道局 都市鉄道政策課	④	空港アクセス鉄道等の整備に係る関係地方自治体との連絡、調整は調整係、同鉄道の建設に係る助成については整備係と分業化しているが、鉄道の整備費用は巨額であり助成制度の活用についても、関係自治体との調整段階から検討が必要となるため、現在の業務フロー・実施体制を見直し、調整係に業務を集約化することで、一連の業務を効率的に実施する体制とする。
国土交通省	自動車局 安全政策課	③	安全政策課専門官(調査)の担務する保険会社に関する調査業務(保険金支払基準や限度額、運営体制のチェック等)について、その親和性・効率性を勘案して、同課企画調整官に一元化し、自動車損害賠償責任保険(共済)の適正な支払等に係る保険会社の監督運営についてよりハイレベルで効率的な体制とするとともに、入力・データ管理等の定型的業務を抽出した上でマニュアル化し、派遣職員を活用して対応する等の業務実施体制の効率化を行う。
国土交通省	海事局 船舶産業課	③	海事局の所掌事務のうち、海事局船舶産業課専門官(技術)が所掌する事務については、船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術に関し、企画立案、関係機関等の調整を行ってきたが、近年、船舶等に関する技術分野の範囲が拡大し、船舶、船舶用品製造、造船施設、環境技術等内容も細分化され高度化してきているため、より効率的に技術に関するニーズや課題の調査を行えるよう、各分野の担当がそれぞれ専門的に調査を行うよう見直し、業務の効率化を図ることとし、定員の再配置を行う。
国土交通省	海事局 海技・振興課	③	海事局海技・振興課船員教育室専門官(船員独法財務担当)が行っている船員関係の独立行政法人の財務に関する指導監督等については、従前、独立行政法人海技教育機構と独立行政法人航海訓練所の二つを対象としていたものの、これらが平成28年4月に統合したことから、同室に配置する専門官(船員独法指導監督担当)が行っている当該独法の指導監督業務と一体的に実施することとする業務の効率化を目的とした所掌の見直しを行うこととし、定員の再配置を行う。
国土交通省	港湾局 総務課	④	直轄港湾工事等に係る補償調整に関わる指導業務について、従前本省において行っていた業務の一部を各地方整備局に委ねることにより業務量を平準化し定員を合理化する。
国土交通省	港湾局 計画課	④	直轄港湾工事等に係る事業計画立案、予算要求等の業務について、従前本省において行っていた業務の一部を各地方整備局に委ねることにより、現行の3係体制から2係体制へ見直し、定員を合理化する。
国土交通省	航空局交通管制部 運用課	③	航空情報の作成、管理及び提供業務について、業務マニュアルを整備し、処理の共通化を図ることにより、航空路及び飛行場に係る情報を担当する要員がそれぞれ部分的に補完することが可能となり、当該業務を実施する要員の配置の見直しを図る。
国土交通省	北海道局 総務課	③	局内連絡・調整業務等について、課内の業務分担の見直しを行うとともに、庶務業務・分科会等関係業務等の定型的な業務手続・作成資料等を簡素化、マニュアル化、電子化することにより、業務実施体制を効率化する。
国土交通省	国土技術政策 総合研究所 住宅研究部 住宅計画研究室	③	現在、住宅計画研究室で取り組んでいる①住宅の需要、供給の推計など、住宅建設等の状況と動向の把握及び②公共住宅に係る需要の推計や福祉施設併設などの今後の機能等の研究は、これまで主にデータの調査・収集を行う業務体制であったが、これまでの研究や調査により推計手法の蓄積及びデータ処理方法が一定程度確立したことから、業務体制を合理化した上でデータの分析を中心とした業務体制へ見直す。
国土交通省	国土技術政策 総合研究所	③	当所の研究活動にかかる事務的調整補助業務を業務委託し、定員を合理化する。
国土交通省	航空交通管制部	③	時間帯による交通量や業務の増減等を勘案し、必要な訓練を施したうえで、交通量が減少する夜間時間帯等において、管制席を統合して業務を実施することにより業務の効率化を図る。
国土交通省	航空交通管制部	④	当該管制部に配置される、情報・保全計画センターが行う業務のうち、24時間体制にて行っていたCNS運用調整官との情報共有・提供業務について、SMC運用調整業務での対応により、当該センターの業務実施体制を24時間勤務体制から特殊日勤体制に変更し、業務の効率化を図る。
国土交通省	地方航空局	④	平成10年6月に成立した中央省庁等改革基本法第22条9号「航空交通管制に用いる機器の整備等において、民間の能力を活用すること」に基づき、保守業務の民間委託を実施する。
国土交通省	地方航空局	③	時間帯による交通量や業務の増減等を勘案し、交通量が減少する夜間時間帯等において業務補完が図られるよう業務マニュアルの整備及び必要な訓練を行うことで、運航監視席の要員が対空援助に関する業務を補完することが可能となり、要員配置の見直しを図る。
国土交通省	地方航空局	③	時間帯による交通量や業務の増減等を勘案し、必要な訓練を施したうえで、交通量が減少する夜間時間帯等において、管制席を統合して業務を実施することにより業務の効率化を図る。

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
国土交通省	地方航空局	③	特定操縦技能審査の審査員の認定関係業務等については、認定業務のマニュアル策定による業務の定形化、審査員に係るデータベース構築による業務の効率化等を進めているところ、今般、操縦士の資格管理等に係る他系の業務との分担を見直す事等により、一層の業務体制の合理化を図る。
国土交通省	地方航空局	③	航空の安全及び行政サービスの低下を来さないことを前提に、航空需要が少ない空港をRAG(リモート対空通信)化することにより業務の効率化及び業務実施体制の最適化を図る。
国土交通省	地方航空局	③	時間帯による交通量や業務の増減等を勘案し、交通量が減少する夜間時間帯等において、NAV・COM担当がレーダー施設の運用を行うことにより業務の効率化を図る。
国土交通省	地方航空局	②	航空情報、気象情報のインターネットによる提供環境が確立されたこと等を背景として、航空の安全及び行政サービスの低下を来さないことを前提に検討した結果、航空需要が少ない広域放送業務について廃止することとした。
国土交通省	地方航空局	③	航空衛星運用官については、運輸多目的衛星の2基体制から1基体制への縮退に伴い、神戸(セ)を主運用局、常陸太田(セ)をバックアップ局とする運用方法に移行し、常陸太田(セ)は施設の運用管理に最低限必要な体制に縮小することによって、業務の効率化を図る。
国土交通省	地方航空局	③	時間帯による交通量や業務の増減等を勘案し、交通量が減少する夜間時間帯等において業務補完が図られるよう業務マニュアルの整備及び必要な訓練を行うことで、飛行場情報席の要員が運航監視に関する業務を補完することが可能となり、要員配置の見直しを図る。
国土交通省	地方航空局	③	航空の安全及び行政サービスの低下を来さないことを前提に、監査マニュアル及びチェックリストの見直しを行い、監査の効率化を図る。また、監査官の資格を有する各専門官が航空保安監査又は査察・指導・教育等の業務の補完を相互に行うこととする。
国土交通省	地方航空局	③	時間帯による交通量や業務の増減等を勘案し、必要な訓練を施したうえで、交通量が減少する夜間時間帯において、運航援助情報業務席及び飛行場情報業務席を統合する。
国土交通省	地方航空局	③	管制情報処理システムの運用において、管制運用方法変更や障害発生時の対応マニュアルを作成する等により、作業分担の見直しを図ることができ、当該業務を実施する要員の配置の見直しを図る。
国土交通省	地方航空局	③	外国航空会社との調整業務について、長年積み重ねた調整内容について業務マニュアルを整備し、空港に発着する航空機の発着日時に係る調整業務の定型化を行った。これにより飛行場情報業務を実施する要員が一時的に当該業務を補完することが可能となり、要員の配置の見直しを図る。
国土交通省	地方整備局	③	直轄港湾工事等に係る検査業務に関する補助業務を業務委託し、定員を合理化する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所の技術審査業務に関する補助業務を業務委託し、定員を合理化する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所における踏切道改良促進法に基づく指定踏切数と担当職員数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正するため、1人当たりの踏切道改良促進法に基づく指定踏切数の少ない事務所について合理化する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所における自転車ネットワーク計画策定に着手すると考えられる市区町村数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正するため、1人当たりの自転車ネットワーク計画策定に着手すると考えられる市区町村数の少ない事務所について合理化する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所における治水・道路事業に係る土地所有者・関係者数と担当職員数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正するため、1人当たりの土地所有者・関係者数の少ない事務所について合理化する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所におけるボランティア・サポート・プログラム団体数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正するため、1人当たりのボランティア・サポート・プログラム団体数の少ない事務所について合理化する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所における耐震性能照査必要断面数、対策工法検討断面数と担当職員数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正するため、1人当たりの耐震性能照査必要断面数等の少ない事務所について合理化する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所における河川管理施設の点検評価結果において予防保全等を行う必要があると評価された河川管理施設の点検回数と担当職員数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正するため、1人当たりの予防保全段階の河川管理施設の少ない事務所について合理化する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所における火山噴火対策に係る警戒避難体制の検討等にあたって調整が必要な関係機関数と担当職員数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正するため、1人当たりの調整関係機関数の少ない事務所について合理化する。
国土交通省	北海道開発局	③	開発建設部の旅費審査・支払い事務等について、上位の組織に集約するとともに、当該業務に係る補助的業務については民間委託を活用。このほか、定型的な業務について、マニュアル等を整備し業務を効率化した上で、再任用職員を活用することにより業務実施体制を効率化する。

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
国土交通省	北海道開発局	④	北海道開発局及び開発建設部において、業務分担の見直しを行うとともに、工事の設計・積算、監督業務に関する補助的業務について民間委託や再任用職員を活用し、業務実施体制を効率化する。
国土交通省	地方運輸局	③	業務に必要な力量を習得するための教育・訓練プログラムを策定し、状況に応じて職員が複数の職種(船舶検査官、船舶測度官、外国船舶監督官)を兼務できるよう、技量の維持・向上を図ることにより、効率的な業務実施体制の構築を進める。また、時期的な業務の増大に対しては、管区機関から応援要員の派遣を受けるなど、機動的な体制により対応する。
国土交通省	気象衛星センター	④	次期静止気象衛星の運用について、管制業務のPFI化を実施することにより要員配置の見直しを行い、所要の定員合理化を行う。
国土交通省	管区气象台	③	地域航空気象官署における飛行場予報業務について、管轄する空港の観測・監視機能の充実や予報作業ツールの改善により現業務体制の効率化を実施し、所要の定員合理化を行う。
国土交通省	管区气象台	③	地域航空気象官署における解説業務について、情報提供環境の改善や空港カメラ画像等の提供資料の充実、新規プロダクトの提供等業務体制の高度化及び効率化に取り組み、所要の定員合理化を行う。
国土交通省	管区气象台	③	管区气象台等の通信業務について、情報通信システムの統合やネットワークの最適化を行うことにより通信業務の効率化を実施し要員配置の見直しを行い、所要の定員合理化を行う。
国土交通省	運輸安全委員会事務局	③	軽微な事故等調査報告書の作成に係る業務について、標準的な作成要領の整備に伴う業務の定型化により業務量を軽減するとともに、再任用短時間勤務職員において同業務の処理を可能とすることで、業務実施体制の効率化を図る。
国土交通省	海上保安庁 海洋情報部 海洋情報課	③	海上保安庁本庁において実施する海洋情報クリアリングハウスへの情報登録作業について、オンラインによるデータ登録によるデータ収集の簡素化や誤入力防止及び登録確認作業などの登録データ管理作業の見直し並びに処理基準及び作業手順のマニュアル化を行うことにより、業務実施体制の効率化を実施し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	海上保安庁 海洋情報部 航海情報課	③	海上保安庁本庁において実施する海図編集について、編集工程をさらに見直すことで、紙海図の編集における作業項目の統合、資料の逐次処理による処理のスピードアップ及び簡素化等を進めることにより、業務実施体制の効率化を実施し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	海上保安庁 海洋情報部 航海情報課	③	海上保安庁本庁において実施する管区本部、関係機関等から提供される情報の分析について、主任水路通報官及び水路通報官がそれぞれの担当管区、担当機関の情報を収集、分析評価を行っているところ、担当管区や担当機関の割当ての見直しを行うことにより、業務実施体制の効率化を実施し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	海上保安庁 海洋情報部 海洋調査課	③	海上保安庁本庁において実施する人工衛星軌道予報について、従前は高度な科学技術計算により逐次軌道予報を行っていたが、計算のシステム化、定型化をすすめることで第五管区海上保安本部下里水路観測所により人工衛星レーザー測距観測に加えて軌道計算業務を行うことにより、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	海上保安庁 海洋情報部 海洋調査課	③	海上保安庁本庁において実施する海洋測量について、測量船に装備された音響測深機を使用する海底地形の調査についてデータ処理システムの高度化により測量船での海底地形データの処理業務の効率化を行い、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	海上保安庁 装備技術部 航空機課	③	海上保安庁の航空機部品の管理について、航空整備管理サブシステムの導入に伴い、部品の管理換えや運送にかかる必要な書式が自動化されることにより、業務執行体制の効率化を実施し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	海上保安庁 海洋情報部 技術・国際課	③	海上保安庁本庁において実施する海底地形名称等に係る対諸外国を見据えた調整業務について、名称確定作業における手順の類型化及び簡素化を行い業務が定型化したことにより、業務執行体制の効率化を実施し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	海上保安庁 海洋情報部 海洋調査課	③	海上保安庁本庁において実施する海洋測量について、データノイズを詳細に確認しながら除去する作業が必要なところ、中程度の水深域にあってもデータノイズ除去作業の一部電子化による解析業務の効率化を行うことにより、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	海上保安庁 海洋情報部 環境調査課	③	海上保安庁本庁において実施する高度な海洋監視システムにより取得した流速データについて、観測時の気象海象、送受信電波の状況等を勘案しつつ、データを詳細に確認しながら異常データを除去する作業が必要なところ、異常データ除去作業を一部電子化することにより、所要の定員再配置を行う。

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
国土交通省	海上保安庁 海洋情報部 環境調査課	④	海上保安庁本庁において実施する海洋汚染調査業務のうち、従前は本庁において実施していた化学分析の項目について、民間業者の技術力、分析方法等を詳細に検討し精度を低下させずに外注可能な分析項目の洗い出しを行い、該当する分析項目について外注化を行うことにより、業務実施体制の効率化を実施し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	海上保安庁 海洋情報部 海洋情報課	③	海上保安庁本庁において実施するデータ提供について、データ提供手続及び提供用データベース構造の再整理を行い、データ提供業務の手続きを簡素化することが可能となり、業務実施体制の効率化を実施し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	④	航路標識の保守・点検業務について、その一部を外注することにより、消灯などの緊急時に必要な体制の確保に留意しつつ、所要の定員の合理化を図る。
国土交通省	管区海上保安本部	③	事件・事故の対応について、同一又は近接部署の巡視船により迅速に対応できる運用体制を構築することにより、複数クルーの定員の合理化を行い、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	通常しよ戒時における監視警戒業務において、しよ戒により収集した情報の整理、管区本部への報告、データベースの作成に係る業務の実施体制を見直し、監視警戒業務を効率化し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	管区本部において、情報通信システムの保守業務に係るマニュアルを見直し、作業手順の可視化、機器の特性の資料化によって業務を効率化し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	警備情報収集業務を見直し、情報の収集・分析対象について優先順位を付すことにより、情報収集対象の合理化を図り、業務執行体制を効率化し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	東京湾内における船舶交通管制業務の一元化を図ることにより、港内交通管制官が行っている港内管制計画の立案及び管制信号の切替に係る業務を新組織に集約化することにより、業務執行体制を効率化し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	通信機器の取扱いについて、通信マニュアルを作成することにより、情報収集・情報分析・対処方針立案業務に従事する者であっても、一部の通信機器を取り扱えるようにすることにより定時連絡等の定型業務を効率化し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	整備マニュアルの電子化、部品や資器材の管理事務の簡素化、作業手順書等の様式の統一化を行い、整備に関連する諸作業の効率化を図ることにより、整備士が実施する整備作業全般を効率化し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	船舶系の業務において大半を占めるのが巡視船の故障状況の把握、予防整備にかかる情報収集・手配、修繕手配などであるが、建造造船所の違いによる相違点について資料化し、故障に関する技術資料を充実化させることにより業務を効率化し、所要の定員の再配置を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	事件・事故発生時の初動措置をまとめたマニュアルを整備し、事件・事故情報入手時の対応要領を定型化することにより、業務実施体制を効率化し、所要の定員再配置を行う。
国土交通省	管区海上保安本部	③	船舶修繕にかかる情報システムの改修により、修繕に関するデータの入力、検索機能が改良され、データベースの充実化が図られたことに加え、過去データの活用も容易になったことにより、船舶修繕に関する業務を効率化し、所要の定員再配置を行う。